

平成 25 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィア・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 大場 典彦
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 9 1 8)
問 い 合 せ 先 役職・氏名 取締役 今井 将和
電 話 番 号 0 3 - 5 1 5 5 - 6 8 0 1

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度有価証券報告書、決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出し、過年度決算短信等についても公表いたしました。

また、これと併せて金融商品取引法第 24 条 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先様、投資家及び市場関係者の皆様をはじめ関係各位に、ご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 75 期 内部統制報告書 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

第 76 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

第 77 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。なお、第 76 期の訂正内容は、以下の第 77 期と同一内容であり、第 75 期の訂正内容は、以下の第 77 期の訂正後の文中の「開示すべき重要な不備」を「重要な欠陥」と読み替える以外は同一内容ですので、記載を省略させていただきます。

なお、訂正箇所には下線~~を~~を付して表示しております。

第 77 期 内部統制報告書 (自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。従って、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、経理マニュアルの改定作業の過程において、次の3点について、過去の会計処理に誤謬があることが判明し、過年度の決算を修正するとともに、平成23年3月期第3四半期から平成26年3月期第2四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について、本日訂正報告書を提出いたしました。また、平成23年3月期第1四半期及び第2四半期の四半期報告書について、平成25年12月25日に訂正報告書を提出する予定です。

- (1) 減損損失に係る繰延税金資産の計上における会計基準の適用の誤り
- (2) 資産除去債務に係る繰延税金資産の計上における一時差異の解消に関するスケジューリングの誤り
- (3) のれんの償却期間変更に伴う償却額の算出過程における計算の誤り

本件会計処理の事実関係及び原因を明らかにするため、社内調査委員会において調査・分析した結果、本件会計処理の主な原因は、次の内部統制の不備にあることが判明いたしました。

- (1) 当社の会計処理の基準となる経理マニュアルには、税効果会計に関する記載が原則的処理方法のみで、減損損失や資産除去債務の回収可能性の判断方法については記載しておらず不十分であった。
- (2) 会計基準の新設、変更や会計処理の変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスが不明確であった。
- (3) 経理担当者、経理責任者には、繰延税金資産の回収可能性に関する留意点を含めて知識不足が生じ、知識を常にアップデートする仕組みがなかった。

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、金額的重要性の観点から財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

なお、開示すべき重要な不備については、本報告書提出時点においては是正しておりません。

当社といたしましては、上記内部統制の不備を是正するため、社内調査委員会の調査結果及び提言を踏まえ、以下の再発防止措置を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

(1) マニュアル類の充実

当社経理マニュアルは数年ごとに更新し、内容は充実してきているものの、税効果会計については原則的処理方法しか記載されていない。決算処理を適正かつ組織的に行うためには、基礎となる経理マニュアルに、必要事項をより詳細に記載します。

(2) 会計基準の新設、変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスの明確化

会計基準の新設、変更や会計処理の変更等の決算上の重要な検討事項に関する対応プロセスが明確に定められていなかった。当社は、情報の入手から、当社の会計処理への影響の検討を経て会計処理の変更を決定する一連の手続きを、チェックするプロセスを含めて整備します。

(3) 経理部門のスキル向上策の実施

年々高度化、複雑化する会計基準に追随していくため、経理担当者の育成方針を明確にするとともに、自己啓発の奨励や計画的な外部研修の受講等、財務知識の向上に資する有効な指導、支援を強化します。

以上